

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年9月28日

【会社名】 日本工営株式会社

【英訳名】 Nippon Koei Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 有元 龍一

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 東京都千代田区麹町5丁目4番地

【縦覧に供する場所】 日本工営株式会社 名古屋支店
(愛知県名古屋市東区東桜2丁目17番14号)
日本工営株式会社 大阪支店
(大阪府大阪市北区西天満1丁目2番5号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 有元 龍一は、当社グループの財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することはできない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である平成30年6月30日を基準日として行い、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しました。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について、整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から、必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社50社（うち44社はBDPHOLDINGS LIMITED及びその連結子会社）を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係わる内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社12社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、主として各事業拠点の当連結会計年度の売上高（計画値。連結会社間取引消去後）を金額の高い拠点から合算していき、当連結会計年度の連結売上高（計画値）の概ね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としました。当該重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金、売上原価及び仕掛品に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点も含めた範囲について、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスについては、個別に評価の対象に追加しました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。